

火葬等許可事務システム標準化第 1 回検討会資料

令和 8 年 10 月 7 日

目次

- 背景と目的.....P. 3
- 令和 8 年度のスケジュール.....P. 4
- 令和 8 年度の検討事項.....P. 5
- 経過措置に係る対応.....P. 6

背景と目的

令和5年3月29日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」の一部改正により、火葬等許可事務も「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項に規定する標準化対象事務と位置付けられることとなり、各市区町村が保有する火葬等許可事務システムは、令和7年度末までに標準化法第8条第1項に基づき、標準化法第5条第2項第4号に規定する標準化基準に適合した標準準拠システムへと移行しなければならないこととなった。

このような経緯を踏まえ、厚生労働省においては、令和5年8月31日付けで火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】を策定し、火葬等許可事務システム標準仕様書【第3.0版】を令和8年1月30日に策定・公表したところである。

令和8年度においては、上記の背景を踏まえ、火葬等許可事務システム標準仕様書に準拠したシステムへ移行した市区町村等・ベンダーとの間で生じる技術的調整のほか、標準化法の下に示される政府方針や関連制度の動向等を踏まえた上で、火葬等許可事務システム標準仕様書の改定をするための調査研究を行うことを目的とする。

令和8年度のスケジュール

- 令和8年度のスケジュールは下記のとおり。

作業者	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会		第1回 (10/7)	第2回 (10/28)		第3回 (12/15)			
自治体 (全国)				全国意見 照会 アンケート 回答				
事務局	経過措置に関する対応		標準仕様書改定素案作成	標準仕様書改定案作成	改定案修正	意見反映 改定案修正	意見反映 標準仕様書作成	標準仕様書公表 (1/29)
	アンケート作成			アンケート発出		アンケート集計	アンケート回答	意見の精査・改定要否の検討
開発事業者 (6ベンダー)	経過措置対応状況の回答		確認	確認	アンケート回答	確認		
自治体 (9自治体)			確認	確認	確認			

令和 8 年度の検討事項

- 令和 8 年度の主な検討事項は、経過措置対象機能等の見直しとなる。

No.	カテゴリ	改定項目	対象ドキュメント
1	経過措置に係る対応	経過措置対象機能等の見直し	・（別紙2-1）機能・帳票要件



経過措置に係る対応

経過措置に係る対応

現状

- デジタル庁から示された「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について」では、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管庁において、令和9年度末までに所要の検討を行うこととされていることを踏まえ、経過措置の対象機能のうち、未実装機能については、原則、令和8年度中に制度所管省庁において、実装類型見直し等の検討を行い、令和9年1月末の標準仕様書の改定に反映することとされている。
- また、上記方針においては、実装類型の見直しの有無に関わらず、全国意見照会を行い、その結果を踏まえた方針を検討会に諮って、標準仕様書へ反映することとされている。

※ 「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）」より抜粋
経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

方針

- 経過措置の対象機能について、実装類型等の見直しを行う。

対象機能

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 機能ID：0390004 | 機能ID：0390048 | 機能ID：0390064 |
| 機能ID：0390009 | 機能ID：0390049 | 機能ID：0390065 |
| 機能ID：0390022 | 機能ID：0390050 | 機能ID：0390066 |
| 機能ID：0390028 | 機能ID：0390056 | 機能ID：0390067 |
| 機能ID：0390038 | 機能ID：0390057 | |
| 機能ID：0390045 | 機能ID：0390058 | |
| 機能ID：0390046 | 機能ID：0390059 | |

※対象は18機能、詳細は（別紙2-1）機能・帳票要件をご参照ください。

実装類型等の見直し基準

実装類型等の見直しは、以下の観点に基づいて判定を行った。

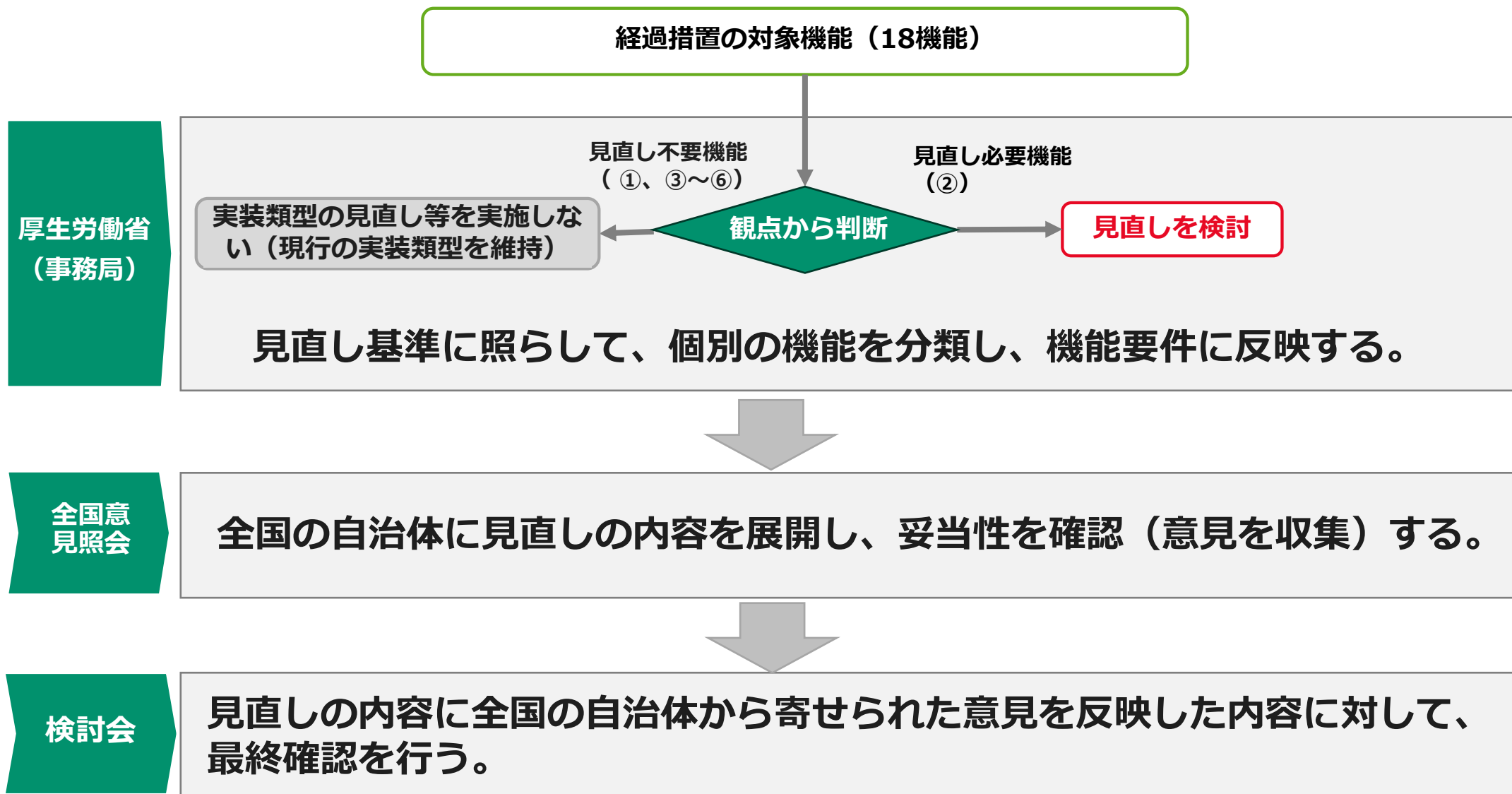
No.	観点	内容	見直し
①	リソース又は開発期間の不足	- リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとした ＜主な理由＞ - 新たに生じた制度改正等の対応を優先した - 令和7年度中の実装に品質面で懸念が生じた - 現行システムにおいて未搭載の実装必須機能が多く、優先順位をつけて開発をすることとした	無
②	要件上の疑義	- 当該機能について、仕様・解釈等が明確でないことから、開発が困難とされたもの - 標準仕様書間や外部システム仕様書との不整合があり、開発が困難とされたもの	有
③	住民サービスへの影響	代替措置によって事務運用が煩雑になり住民サービスに影響があるもの	無
④	事務効率向上	自治体の事務効率向上への効果が見込まれ、過度な費用を必要としないと考えられるもの	無
⑤	制度上の要請	法令等で規定されているもの	無
⑥	政策的観点	- デジタル社会のあるべき姿を視野に設定されたもの - 標準オプション機能とした場合、事務フローの標準化が難しくなるもの	無

※見直しに当たっての留意点

- 標準オプション機能は、自治体の業務実施状況の違いを吸収するため、やむを得ない場合に設定する。
- ベンダーによっては既に機能等の実装を行っており、途中で要件緩和すると「不公平感」を生む可能性や、場合により追加費用・個別契約等を生じる可能性がある。
- 実装必須機能から標準オプション機能への変更により、場合によっては自治体の希望にもかかわらず当該機能等をベンダーが実装しなくなる懸念がある。

実装類型等の見直しフロー

実装類型等の見直しの基準から、実装類型の見直しは、「②要件上の疑義」の観点に照らし合わせて対象機能を分類し判断することとした。



App) 一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について（抜粋）

基本的な方針

- 「未実装機能」については、「実装必須機能」として要件を維持する必要があるかの検討を行い、その必要性が認められない場合には、「標準オプション機能」へ要件を変更※する（帳票も同様）。
※実装不可機能への変更や単に機能要件を削除することは、期限内に機能を実装した事業者に不利益となることから行わない
- 「残置機能」については、「実装不可機能」（ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む。）として要件を維持する必要があるかの検討を行い、その必要性が認められない場合には「標準オプション機能」として要件を追加※する（帳票も同様）。
※実装必須機能を追加することは、実装していない事業者に新規開発の負担が生じることから行わない
- 「実装必須機能（帳票）」として要件を維持する場合も「標準オプション機能（帳票）」へ要件を変更する場合も、全地方公共団体に対する意見照会を行い、その結果を踏まえた方針を検討会に諮って、標準仕様書へ反映する。

改定作業について

- 一部機能経過措置の対象機能等の見直しに係る改定対応については、原則、令和8年度中に検討し、令和9年1月末の標準仕様書の改定に反映すること。また、一部又は全部を令和8年8月末の標準仕様書の改定に前倒すことも差し支えない。

対象機能の見直しの要否に係る検討結果（１／４）

- 対象機能の見直しの要否に係る検討結果は下記のとおり。

No.	機能ID	機能要件	見直し有無	ベンダーの対応状況等	判断理由	見直し内容
1	0390004	他システムとのパッケージとする場合には火葬等許可事務システムと他システムの権限を分けて管理ができるようにする。	無	他システムとのパッケージの解釈が不明のため、機能の開発を後回しとした。 対応予定有（令和10年３月）	標準化システム毎に操作権限を管理する必要性をご理解いただき、機能を設ける方向で認識が一致したため、見直しの対象外と判断。	－
2	0390009	帳票の出力時において、印字する管掌者の情報を選択できること。	無	対応済み	対応済みのため、対象外。	－
3	0390022	氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和10年３月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
4	0390028	EUC機能を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。	無	対応済み	対応済みのため、対象外。	－
5	0390038	各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和９年３月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
6	0390045	許可証等の固定文言を管理できること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和10年３月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
7	0390046	記録対象：印刷者ID、印刷日時、帳票名、操作者ID、印刷プリンタ、部数、公印出力の有無、発行番号	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和10年３月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－

対象機能の見直しの要否に係る検討結果（2 / 4）

- 対象機能の見直しの要否に係る検討結果は下記のとおり。

No.	機能ID	機能要件	見直し 有無	ベンダーの対応状況等	判断理由	見直し 内容
8	0390048	- システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限、利用範囲及び期間が管理できること。 - 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 - 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。	無	対応済み	対応済みのため、対象外。	－
9	0390049	- アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 - アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 - アクセス権限の付与も含めたユーザー情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 - また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。	無	対応済み	対応済みのため、対象外。	－

対象機能の見直しの要否に係る検討結果（3 / 4）

- 対象機能の見直しの要否に係る検討結果は下記のとおり。

No.	機能ID	機能要件	見直し 有無	ベンダーの対応状況等	判断理由	見直し 内容
10	0390050	他の職員が許可証の作成を行っている間は、同一許可証の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和10年3月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
11	0390056	死体火葬許可証及び死体埋葬許可証について、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、生年月日、死亡年月日時、死亡者本籍、死亡者住所、申請者の氏名、申請者の氏名の振り仮名、申請者の住所での検索ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
12	0390057	機能ID：0390056について検索条件の解除ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
13	0390058	機能ID：0390056での検索結果を一覧で表示できること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
14	0390059	機能ID：0390056での検索結果について1件ずつの詳細表示ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－

対象機能の見直しの要否に係る検討結果（４／４）

- 対象機能の見直しの要否に係る検討結果は下記のとおり。（※対応予定有が複数ある場合は、2社以上の対応があるため）

No.	機能ID	機能要件	見直し 有無	ベンダーの対応状況等	判断理由	見直し 内容
15	0390064	死胎火葬許可証及び死胎埋葬許可証について、父の氏名、父の氏名の振り仮名、母の氏名、母の氏名の振り仮名、父の本籍、母の本籍、父の住所、母の住所、分べん年月日時、申請者の氏名、申請者の氏名の振り仮名、申請者の住所での検索ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月） 対応予定有（令和9年度以降）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
16	0390065	機能ID：0390064について検索条件の解除ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年度以降）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
17	0390066	機能ID：0390064での検索結果を一覧で表示できること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年3月） 対応予定有（令和9年度以降）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－
18	0390067	機能ID：0390064での検索結果について1件ずつの詳細表示ができること。	無	リソース又は開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたため。 対応予定有（令和9年度以降）	見直し基準に照らして、見直しの対象外と判断。	－